

保安規定変更に係る基本方針の改訂について（概要）

北海道電力株式会社
関西電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社

平成30年 9月20日

目 次

1. 保安規定変更に係る基本方針について
2. 火山影響等発生時の体制の整備に係る保安規定の記載について
3. 今後の「保安規定変更に係る基本方針」の活用について

1. 保安規定変更に係る基本方針について

新規制基準の施行を踏まえ、新たに追加となった要求事項を保安規定へ反映する「保安規定変更に係る基本方針」(以下、「基本方針」という。)について、以下の通り検討し取りまとめ、第108回審査会合(平成26年4月24日)において、PWR4社合同でその概要を説明した。

その後、各社の審査過程において、基本方針の見直しが必要な事項を抽出し、適宜、反映を実施している。(改訂5:平成28年2月18日)

新規制基準における法令要求事項の整理

従前の保安規定記載事項の再確認

- 重大事故等対策等で重要となる体制に関する規定
- 設計基準にて追加要求となった自然現象への対応として特に運転管理等に必要な規定
- 追加設備に対するLCO/AOTの設定 等

2. 火山影響等発生時の体制の整備に係る保安規定の記載について（1 / 2）

実用炉規則が改正され、第八十四条の二及び第九十二条において、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備が新たに求められた。

九州電力の保安規定変更認可申請に係る審査を踏まえ、基本方針の見直しが必要な事項を抽出し、以下のとおり反映を実施する。

火山影響等発生時の体制の整備に係る要求事項の整理

従前の基本方針記載事項の再確認

- 火山影響等発生時の対応体制に関する規定
- 火山影響等発生時の教育に関する規定

2. 火山影響等発生時の体制の整備に係る保安規定の記載について（2 / 2）

【基本方針の変更案（新規追加）】

3.2.2 保安規定の記載内容について

火山影響等発生時については、保安規定審査基準の「火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備」にて定めることを求められている内容を記載する。

3.2.2.3 火山影響等発生時の対応体制について

前項と同様、保安規定の添付書類に、災害発生時において、安全施設が安全機能を損なわないために必要となる運用として、設置変更許可申請書に規定された運用、並びに火山影響等発生時の体制の整備として、非常用交流動力電源設備の機能維持、代替電源設備その他の炉心を冷却する設備の機能維持、交流動力電源喪失時の炉心の著しい損傷を防止するための対策及びその他保全のための活動に必要な運用に係る活動計画を記載するとともに、その活動に必要な資機材を管理することについても規定する。

また、この活動計画には、前兆事象を確認した時点において事前の対応を行う場合、並びに原子炉の停止を行う場合、その判断基準を規定することとする。

以上の火山影響等発生時に関する保安規定の記載を踏まえて、2次文書に実施すべき事項を規定することとする。

3.2.2.6 火山影響等発生時の教育について

火山影響等発生時の教育については、設置変更許可申請書において実施することを定めているもの並びに発電用原子炉施設の保全のための活動に係るものについて、保安規定の添付書類に定め、計画する。

この教育について、災害の特徴、基本的な対応の考え方及び手順等、全所員に関わる事項の内容については、教育の対象者を全所員とし保安教育に位置づけて実施する。また、発電用原子炉施設の保全のための活動に係るものについては、個別に教育対象者を定め火山影響等発生時に係る条文の教育と位置づけて実施する。

また、この保安規定に基づく教育の記載を踏まえて、2次文書に実施すべき事項を規定することとする。

3. 今後の「保安規定変更に係る基本方針」の活用について

今後、PWR4社は、「保安規定変更に係る基本方針」(改訂6)に基づき、保安規定変更認可申請(または補正)を行う。

この際、本文に記載した事項は、PWR4社共通の考え方であり保安規定に規定する。

記載例、条文番号は、PWR4社の組織体制、運用等により、各社の状況に応じた記載とする。

【参 考】**保安規定変更に係る基本方針 改訂来歴**

- 平成26年 5月15日（改訂1）
平成26年4月24日（第108回）審査会合のコメントを踏まえ、火災、内部溢水及び自然災害の体制の整備に関する記載内容の明確化等を図った。
- 平成26年10月16日（改訂2）
基本方針に基づき、具体的な保安規定の記載を作りこむ作業にあたり、基本的な考え方の拡充が必要と思われる課題（LCO条文の記載方法等）を抽出・検討し、反映した。
- 平成27年 7月16日（改訂3）
九州電力川内原子力発電所の審査において整理された考え方、及び後続審査プラントの審査において整理された、九州電力川内原子力発電所との施設の差異を踏まえた新たな課題（同一発電所における、新規制基準への適合が確認されていない炉を含めた保安規定の記載要領等）を整理し、反映した。
- 平成27年 8月25日（改訂4）
平成27年7月16日（第250回）審査会合のコメントを踏まえ、初回の原子炉起動までに重要事故シーケンスによる総合的な検証訓練を実施する旨を追記した。
- 平成28年 2月18日（改訂5）
基本方針の作成の段階において、将来的に検討するとしていた、感度解析とLCO所要数の考え方について、検討結果を取りまとめ反映した。